

一般財団法人大分県建築住宅センター適合証明業務手数料表

別表1 (第2条第1項,第2項,第3項関係)

新築住宅	フラット35・財形住宅融資
基本手数料	

検査申請種別	住宅の種別	検査申請戸数	手数料(円)税込み	
			(イ)単独申請	(ロ)併願申請(※1)
設計検査	一戸建て等	1戸	18,000	10,000
	共同住宅	25戸以下	55,000	33,000
		26戸～50戸	88,000	55,000
		50戸超	110,000	66,000
中間現場検査	一戸建て等	1戸	19,000	11,000
竣工現場検査	一戸建て等	1戸	19,000 ※	11,000 ※
		1戸	30,000	22,000
	共同住宅	一般	21,000+3,000×戸数	13,000+3,000×戸数
	登録マンション	一括	21,000+1,000×戸数	13,000+1,000×戸数
竣工済特例住宅設計検査、 竣工現場検査	一戸建て等	1戸	67,000	

※建築確認日(建築確認が不要な住宅は着工日)が2023年3月31日以前で、従前の基準を適用した場合の額とする  
(旧基準適用経過措置)

省エネルギー基準加算手数料 (令和7年3月31日以前に着工する住宅に限る。) 手数料(円 税込み)

検査申請種別		詳細計算 (外皮面積を用 いる計算法)	簡易計算 (外皮面積を用 いない計算法)	仕様規定
		設計検査	一戸建て等	38,000
	共同住宅 住戸部分	～ 5戸	68,000	34,000
		6戸～ 10戸	92,000	46,000
		11戸～ 25戸	124,000	62,000
		26戸～ 50戸	156,000	78,000
		51戸～ 100戸	208,000	104,000
		101戸～ 200戸	288,000	144,000
		201戸～ 300戸	386,000	193,000
		301戸～	472,000	236,000

- 注1 設計検査手数料は、基本手数料に省エネルギー基準加算手数料を合計した額とする。  
(省エネルギー基準加算手数料は、令和7年3月31日以前に着工する住宅に限る。ただし、設計検査物件の建築確認日  
(建築確認が不要な住宅は着工日)が2023年3月31日以前で、従前の基準(断熱等性能等級2相当)による場合は、従前の手  
数料による。
- 注2 評価書等(別添)の取得により、評価方法基準 5-1(断熱等性能等級 4)及び評価方法基準 5-2(一次エネルギー消費量等級 4)  
又はエネルギー消費性能基準への適合が確認出来る場合は、技術基準適合検査のための上表の設計検査の額は加算しない。
- 注3 優良住宅取得支援制度の適用を受ける場合には、別表4に定める金額を加算する。

賃貸住宅	賃貸住宅融資
------	--------

検査申請種別	集合住宅1棟あたりの手数料(円)税込み	
	(イ)単独申請	(ロ)併願申請(※1)
設計検査	75,000+8,000×戸数	50,000+8,000×戸数
竣工現場検査	21,000+3,000×戸数	13,000+3,000×戸数

- 注1 設計検査の申請戸数とは審査戸数を示し、竣工現場検査の申請戸数は検査戸数を示す。  
注2 他社で設計検査を行い現場検査から申請される場合にあつては、設計検査手数料の1/2を加算する。

※1 併願申請とは下記の申請をいう。

設計検査	設計検査申請までに、センターに確認申請又は設計住宅性能評価申請を行っている申請。
中間現場検査	中間現場検査申請までに、センターに建築基準法に基づく中間検査申請又は建設住宅性能評価申請を行っている申請。
竣工現場検査	竣工現場検査申請までに、センターに建築基準法に基づく完了検査申請又は建設住宅性能評価申請を行っている申請。

別表2 (第2条第4項関係)

中古住宅	フラット35・財形住宅融資
------	---------------

(1) 一戸建て等の住宅

申請種別	手数料(円)税込み
証券化支援住宅	44,000
リ・ユース住宅(財形住宅)	34,000
リ・ユースプラス住宅(財形住宅)	44,000

(2) マンション(共同建ての住宅)

申請種別	手数料(円)税込み	
	マンション情報登録無	マンション情報登録有
証券化支援住宅	44,000	29,000
リ・ユースマンション(財形住宅)	29,000	12,000
リ・ユースプラスマンション(財形住宅)	66,000	39,000

(1)、(2)で耐震評価が必要な建築物(※)は、上記金額に1万円を加えた額とする。

※耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は、表示登記の日付(新築)が昭和58年3月31日以前)の建築物

※本基準は、あくまでも耐震性に重大な問題がないかを簡易に評価するための基準であり、本基準に適合していることをもって「建築基準法(新耐震レベル)」や「耐震改修促進法」に定める耐震性能を保証するものではありません。

注1 別表3(第2条第3項関係)にかかる再調査を必要とする場合は、上表受領済手数料額の40%の額とする。

注2 優良住宅取得支援制度の適用を受ける場合には、別表5に定める金額を加算する。

注3 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価書添付により、優良住宅取得支援制度の技術基準適合性が判定できる場合は、技術基準適合検査のための加算額は徴収しない。

別表3 (第2条第5項関係)

リフォーム	リフォーム融資
-------	---------

融資区分	検査申請戸数	手数料(円 税込み)
		手数料
耐震改修	1住戸	53,000
グリーンリフォーム※		
高齢者向け返済特例		
財形住宅		

※グリーンリフォームにおいて住宅全体の断熱性能を計算書によって確認する必要がある建築物は、下記計算方法に応じた金額を加えた額とする。

計算方法	検査申請戸数	追加手数料
標準計算法 ※1 ※2	1住戸	18,000
簡易計算法等 ※1		10,000

※1 グリーンリフォームローンの外皮性能基準の判断方法

※2 グリーンリフォームローンSの外皮性能基準の判断方法

別表4 (第3条関係)

優良住宅取得支援制度技術基準適用申請加算額

**新築住宅**

一戸建て等の住宅

フラット35S 設計検査 手数料(円 税込み)

省エネルギー性		耐震性		バリアフリー性	耐久性・可変性
標準計算	仕様規定・ 気候風土適用住宅	壁量計算	許容応力度計算等		
41,000	23,000	22,000	35,000	13,000	

フラット35S 竣工検査 手数料(円 税込み)

省エネルギー性	耐震性		バリアフリー性	耐久性・可変性
	壁量計算	許容応力度計算等		
11,000 ※	6,000			

※建築確認日(建築確認が不要な住宅は着工日)が2023年3月31日以前で、従前の基準を適用した場合の額とする  
(旧基準適用経過措置)

共同住宅(共同建ての住宅)

手数料(円 税込み)

延べ面積(m <sup>2</sup> )	耐震性		バリアフリー性/耐久性・可変性			
	設計検査	竣工検査	設計検査		竣工検査	
			基本料金	戸数割増料金	基本料金	戸数割増料金
～ 500	40,000	48,000	18,000	3,000×戸数	40,000	4,000×戸数
500超 ～ 1,000	55,000	56,000	22,000		47,000	
1,000超 ～ 2,000	80,000	66,000	32,000		54,000	
2,000超 ～ 3,000	105,000	77,000	42,000		62,000	
3,000超 ～ 5,000	157,000	93,000	61,000		72,000	
5,000超 ～ 7,000	207,000	109,000	81,000		81,000	
7,000超 ～ 10,000	259,000	125,000	100,000		91,000	
10,000超 ～	361,000	156,000	140,000		110,000	

省エネルギー性						
設計検査				竣工検査		
対象部分・ 申請戸数		標準計算・ 標準入力法	仕様規定・ 気候風土適用住宅	申請戸数(戸)	基本料金	戸数割増料金
住戸 部分	2戸 以上	106,000+ 3,000×申請戸数	53,000+ 2,000×申請戸数	～ 5戸	40,000	(一般申請) 4,000×戸数  (登録マンション) 1,000×戸数
				6戸 ～ 10戸	47,000	
				11戸 ～ 25戸	54,000	
				26戸 ～ 50戸	62,000	
				51戸 ～ 100戸	72,000	
				101戸 ～ 200戸	81,000	
				201戸 ～ 300戸	91,000	
301戸 ～	110,000					
共用 部分	20戸未満	55,000				
	20戸以上	110,000				

- 注1 機構承認住宅(設計登録タイプ)によりフラット35S(優良住宅取得支援制度)基準に適合することが判定できる設計検査申請については、上表の額は加算しない。
- 注2 複数の性能を選択する場合の加算額は、上表各々の性能の列の額を合計した額とする。
- 注3 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設性能評価書(設計検査時は、設計性能評価書)の添付により、優良住宅取得支援制度の技術基準適合性が判定できる場合は、技術基準適合検査のための上表の額は加算しない。
- 注4 フラット35S(優良な住宅基準(省エネルギー性)又は特に優良な住宅基準(省エネルギー性))を利用する場合で、設計検査基準において優良な住宅基準又は特に優良な住宅基準を満たす場合は、上表の額は加算しない。
- 注5 フラット35S(優良な住宅基準(省エネルギー性)又は特に優良な住宅基準(省エネルギー性))を利用する場合で、設計検査基準と異なる方法で適合検査を受ける場合は、上表の額を加算する。  
ただし、評価書等(別添)の取得により以下の基準への適合が確認出来る場合は、技術基準適合検査のための上表の設計検査の額は加算しない。  
【優良な住宅基準】  
評価方法基準 第5の5-1(断熱等性能等級 5) 又は 評価方法基準 第5の5-2(一次エネルギー消費量等級 6)  
【特に優良な住宅基準】  
評価方法基準 第5の5-1(断熱等性能等級 5) 及び 評価方法基準 第5の5-2(一次エネルギー消費量等級 6)
- 注6 フラット35S(優良な住宅基準(省エネルギー性以外))を利用する場合で、評価書等の取得により等級の確認ができる場合は、技術基準適合検査のための上表の額は加算しない。
- 注7 フラット35S(特に優良な住宅基準(耐久性・可変性))を利用する場合で、「長期優良住宅建築等計画認定通知書」(長期優良住宅の普及の促進に関する法律)の添付のあるものは、技術基準適合検査のための上表の額は加算しない。
- 注8 共同住宅は、原則として1棟全戸数を申請する場合の料金とする。

## 中古住宅

手数料(円 税込み)

検査種別	耐震性／耐久性・可変性／バリアフリー性／省エネルギー性
物件検査	11,000

### 別表5 指定銀行口座(第6条関係)

指定銀行	株式会社大分銀行 西支店
口座番号	普通預金 第5063920号
口座名	一般財団法人大分県建築住宅センター

### 別添

フラット35の業務以外による「評価書等」の例

- ①「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)
  - ②「低炭素建築物新築等計画認定通知書」(都市の低炭素化の促進に関する法律)
  - ③「設計住宅性能評価書」(住宅の品質確保の促進等に関する法律)
  - ④「BELS評価書」(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)
  - ⑤「長期優良住宅建築等計画認定通知書」(長期優良住宅の普及の促進に関する法律)
- ※①及び②は、認定通知書の写しを添付することで、特に優良な住宅基準を取得可

## 適合証明F35リノベ業務手数料 別表

### 別表1 (第2条第1項第1号関係)

#### (1) フラット35リノベ

検査申請種別		手数料 (円) 税込
ア	事前確認(物件売買時)に関する申請	42,000
イ	中古住宅適合証明申請	21,000
ウ	中古住宅適合証明申請 (買取再販タイプ)	42,000

注1 申請建築物の耐震評価が必要な建築物(※)は、上記アの金額に1万円を加えた額とする。

※耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は、表示登記の日付(新築)が昭和58年3月30日以前)の建築物

※本基準は、あくまでも耐震性に重大な問題がないかを簡易に評価するための基準であり、本基準に適合していることをもって「建築基準法(新耐震レベル)」や「耐震改修促進法」に定める耐震性能を保証するものではありません。

注2 再調査を必要とする場合は、上表受領済手数料額の40%の額とする。

### 別表2

#### F35S技術基準書面審査・現場審査加算額

#### (1) フラット35リノベ(特に優良な住宅基準)

① 書面審査加算額			手数料 (円) 税込
省エネルギー性	耐震性	バリアフリー	耐久性・可変性
32,000	32,000	11,000	

② 現場審査加算額			手数料 (円) 税込
省エネルギー性	耐震性	バリアフリー	耐久性・可変性
11,000	6,000		

### 別表3

#### F35S技術基準書面審査・現場審査加算額

#### (1) フラット35リノベ(優良な住宅基準)

① 書面審査加算額			手数料 (円) 税込
省エネルギー性	耐震性	バリアフリー	耐久性・可変性
11,000			

② 現場審査加算額			手数料 (円) 税込
省エネルギー性	耐震性	バリアフリー	耐久性・可変性
11,000	6,000		

### 別表4 指定銀行口座(第4条関係)

指定銀行	株式会社大分銀行 西支店
口座番号	普通預金 第5063920号
口座名	一般財団法人 大分県建築住宅センター